

組長さんへ

すみれが丘町内会

組長として、大変ご苦労かと思いますが、地域住民のために何分のご協力をお願い致します。組長の任期は1年となっておりますので来年度の総会前日まで（会則第9条第7項）お願い致します。

1. 組内の把握

- (1) 組長は、組を代表し組内を把握すること。災害時には要援護者並びに組内の安否確認を行い、
ブロック会長に報告して下さい。
- (2) 事業年度内に開催される「組長会」・「ブロック組長会」に出席して下さい。
- (3) 組内に入・退会のあった場合は「入会申込書」または「退会届」に記入いただき、その都度、
すみれが丘会館郵便受けにお届け下さい。
- (4) 町内会関係広報、その他の印刷物を配布する場合の世帯数を確実に知つておいて下さい。
- (5) 組内に新しく住宅、アパート等が出来て入居された時は、町内会会則及び入会申込書を渡して
入会を勧誘して下さい。なお、所属する組が不明な新しい建物が出来たのに気付かれた方は
ブロック会長に報告して下さい（入・退会届用紙はすみれが丘会館1F洋間の棚にあります）。

2. 会費の集金

- (1) 会費は年1回、5月に1年分集金していただく事になっております。集金月の末までに配布
致しました郵便局振替払込書にて、すみれが丘郵便局のすみれが丘町内会の郵便振替口座
(00220-7-18846)に振込み願います（5月及び11月に各々6か月分を集金していただく
ことも可能です）。手数料は、集金した会費から差し引いて振り込んで下さい。
- (2) 会費は、入会の時は入会月の翌月から、退会の時は退会月まで戴くことになっておりますので、
集金月の中途で入会される方は集金の上、集金月に纏めて振り込んでいただか、その都度、
会計役員（池田浩行 xx-xx TEL568-xxxx）までお届け下さい。

3. 広報紙及び各種チラシの配布

市、区及び町内会関係広報ならびに連絡印刷物等、各種印刷物を各戸配布または回覧して下さい。
各戸配布物は早急・確実に会員の皆様に配布する必要がありますので、お手数ですが必ず組長の手
で各戸配布をお願い致します。

4. 各種町内会行事への協力

毎年行っております敬老会、どんど焼き等町内会行事のお手伝いを各所属部会ごとにご協力下さい。

5. 組内の故障防犯灯等の連絡

組内の防犯灯・街路灯が点かない・昼間も点灯している等の故障に気付かれましたら、電灯番号を
確認の上配布致しました「防犯灯修理依頼書」を町内会館郵便受けにお届け下さい。

6. 組内のゴミ置場の清潔な利用への協力

組長は率先して組内のゴミ置場の分別状況・清掃状況を点検いただき、ゴミ置場の清潔な利用にご
協力願います。

これについて問題点がございましたら環境衛生部会（部会長 苗村庸子 xx-xx TEL592-xxxxxx
副部会長 村井京子 xx-xx TEL534-xxxx）までご連絡下さい。

7. 組内に事故、ご逝去、火災、盗難などがあった場合の対応

組内に事故、ご逝去、火災、盗難などがあった場合は必ずブロック会長までご連絡下さい。

町内にあった事故、盗難等については警察署、消防署等から問い合わせがある場合があります。後か
らでも結構ですからご連絡下さい。

以上組長さんの仕事の概要を説明しましたが、何分のご協力を宜しくお願ひ致します。

※役員の住所、電話番号は、紙で配付した資料をご確認ください。

「組長さんへ」Q&A 【2022年度第1回組長会議事録より抜粋】

Q：回覧が終わり、回覧物が手元に戻ってきたらどうしたらよいでしょうか？

A：廃棄してください。保管不要です。

なお、回覧板の傷みが激しい、またはジッパークースが必要な場合には、本日予備を用意しているので終了後に持ち帰ってください。

また、回覧の戻りが遅い場合には、広報部会に数を増やす相談をしてください。

Q：施設に入っていた、家族葬をされたなどの場合、香典をお渡しすることが困難な場合が想定されますが、基準をどう考えればよいでしょうか？

A：香典は遺族にお渡ししています。ご指摘のケースのように情報が入りづらい場合がありますが、後日情報を聞いた時で構わないので、ブロック会長にご連絡ください。町内会で判断して対応します。

Q：公園清掃計画に自分の組がありません。今年度はないということでしょうか？

A：ご理解のとおりです。翌年度以降にご担当いただきます。なお、けやき通りの秋の清掃がなくなつた分、公園清掃の回数を増やす計画ですので、積極的にお手伝いください。

Q：街灯や交通標識が破損したものを見つけた場合にはどうすればよいでしょうか？

A：最近は街灯のLED化が進み切れることが減ったが、台風後には注意いただき、問題があれば防犯灯修理依頼書で町内会までご連絡ください（町内会館郵便受けに投函）。ご連絡の際には黄色または白色の標識にある番号の確認をお願いします。町内会から区役所に連絡します。

また、交通標識やのぼりが破損しているのを見つけた場合には、防犯交通安全部会までご連絡ください。

なお、疑問に思われた場合には、総務役員またはブロック会長までご連絡ください。

Q：災害時に消防車や救急車が入ってこられるよう、バス通りなどの幹線道路の電柱地下埋設を横浜市や東電に対して要望していただけないでしょうか？

A：町内会では3年ほど前からけやき通りの再整備計画に合わせて地下埋設に取り組んでおり、区役所に文書で正式に申し入れを行っています。

しかし、横浜市では国交省の方針に沿って緊急輸送道路の無電柱化に優先的に取り組んでいることから、残念ながら申し入れは通りませんでした。引き続き粘り強く取り組む考えですが、実現までには時間がかかりそうです。署名が必要になった際には町内会の会員の皆様にもご協力をお願いさせていただきます。